

〔論 文〕

1980～2000 年代初めの図書館職員養成論に 関する一考察

—図書館学教育科目案を中心に—

池田 美千絵

Arguments over Librarian Training from the 1980s to the Early 2000s:
Plans for Library Science Education Programs

Michie IKEDA

The objective of this article is to review what have been the major arguments over librarian training from the 1980s to the early 2000s, to elucidate how different topics were discussed and how the plans for library science education programs that specialized in different types of library were evaluated.

For this purpose, we collected, sorted, and analyzed documents on librarian training and plans for library science education programs written by five leading researchers of library science from the 1980s to the early 2000s.

The results were as follows:

- 1) Many problematic issues related to librarian training were identified. In particular, many researchers were concerned with the issue of who would provide such training.
- 2) The arguments evinced a lack of continuity in general, and it became clear that very few of those involved in the discussions had evaluated preceding opinions.
- 3) Toshio Iwasaru and Masami Shibata commented on all the plans for library science education programs. Among those plans, they felt the best were the Tentative Plan for Library Science Education Improvement (1972) and the Library and Information Science Education Standards (1977).

Key words: *librarian training* (図書館職員養成), *plan for library science education program* (図書館学教育科目案), *specialized librarian training for different types of library* (館種別図書館職員養成)

はじめに

図書館は、設置の目的、想定する利用者等によって館種が分かれており、わが国には国立図書館を除いて、公共、学校、大学、専門図書館の四つの館種がある。これらはそれぞれ館種に応じた専門的業務を行う専門職員が必要である。しかし、わが国において館種別の図書館職員について法律にもとづいた資格制度があるのは、図書館法によって定められた

公共図書館の司書のみで、司書資格のための講習科目（以下、講習科目という）を用いて養成されてきた。そのため、1950年代から1970年代までいくつかの関係機関・団体が、館種別図書館職員を養成するための図書館学教育の基準・科目案（以下、科目案という）を検討し、作成・発表してきたが、いずれも科目案を実際に用いて、公共図書館以外の館種別図書館職員を養成するまでには至っていない。

2003～2006年に根本彰（東京大学）が研究調査役、

研究分担者の一人となって、「情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究」(Library and Information Professions and Education Renewal 略称: LIPER)が行われた。この研究の一環として、大学院修士課程を対象とする「図書館情報学教育改善案」が作成され、2006年にこの案を含んだLIPER報告書が発表されている。その後、根本は上記の研究と関連して、2007年以降、日本図書館協会(以下、日図協という)図書館学教育改善委員会(以下、改善委員会という)の「図書館学教育改善試案」(以下、委員会試案という)(1965)、日図協図書館学教育部会基準委員会(以下、基準委員会という)の「図書館学教育改善試案」(以下、部会試案という)(1972)、1968年に改定された講習科目(以下、講習科目1968という)の三つの科目案について言及し、それをもとにして、2007年に図書館情報学教育の改善を提案している¹⁾²⁾。2016年に池田美千絵(昭和女子大学)は、2000年代の根本の科目案に対する意見を検討しているが、ほかの研究者がどのように科目案を捉えているかについては明らかにされていない³⁾。

館種別の図書館職員養成、図書館学教育の今後のあり方を考える上で、どのように図書館職員養成に関する議論が行われてきたのか、1950年代から1970年代にかけて作成された館種別図書館職員養成のための科目案がその後どのように言及されているかを明らかにする必要がある。

本稿の目的は、1980年代から2000年代初めの主な図書館職員養成論において、どのような議論が行われているか、科目案がどのように評価されているかを明らかにすることである。従って、次の三つの研究課題を設定する。

- (1) 科目案はどのようなものか。
- (2) どのように議論が行われているのか。
- (3) 科目案がどのように評価されているか。

研究方法としては文献調査を用いた。1980年代から2000年代初めまでの主な図書館情報学研究者である岩猿敏生(関西大学)、渡辺信一(同志社大学)、塩見昇(大阪教育大学)、柴田正美(三重大学、帝塚山大学)、高山正也(慶應義塾大学、国立公文書館)の科

目案、図書館職員養成にかかわる文献を網羅的に収集、整理した。その上で、図書館職員養成の議論の内容と科目案の作成の評価について明らかにする。個別館種の図書館職員養成に関する文献は除いた。連名、合同発表のものはそれぞれ別に意見を述べているものも1点の記事として扱い、その結果25点の文献を得た。

なお、わが国での司書の養成は主に司書講習(以下、講習という)、司書課程(以下、課程という)、専攻科の三つの形態で行われている。講習は、司書資格付与を目的として、図書館法6条にもとづき、1951年から行われている講習のことをいう。例年、夏期を中心に開設される。開講される大学は、毎年官報によって公示される⁴⁾。課程は、司書の養成と資格を付与するために、大学および短期大学で編成された課程の通称のことをいう⁵⁾。専攻科は、大学の学部に設置された図書館情報学・図書館学あるいは関連する主題に関する学科や専門課程のことをいう⁶⁾。筑波大学、慶應義塾大学、愛知淑徳大学などが設置している。卒業要件の中に、講習科目が含まれており、その科目を履修することによって司書の資格を取得できていた。

本稿の構成は次の通りである。第1章では、これまでの図書館学教育に関する科目案の経緯を概観する。第2章では、1950～2000年代の図書館職員養成のための科目案を概観する。第3章では、科目案を中心とした岩猿、渡辺、塩見、柴田、高山の図書館職員養成の議論の概要を明らかにする。第4章では、第3章をもとに議論の内容を明らかにする。第5章では、第4章をもとに1980～2000年代初めの図書館職員養成に関する議論において、科目案を中心とした図書館職員養成の問題点がどのように検討されたのかを考察し、第6章で結論を述べる。研究課題(1)は第2章で、研究課題(2)は第3、4章で、研究課題(3)は第5章で論じる。

1. 図書館学教育科目案の経緯

1950年～2000年代初めにかけての約60年間に作成された科目案を概観する。時代区分は、講習科目の制定・改定をもとに行った。

1.1 1950～1965年（第1期）

1950年4月25日に大学基準協会が分科教育基準として図書館員養成課程基準を発表した⁷⁾。4月30日に図書館法が制定され、司書資格のための講習科目（以下、講習科目1950という）が文部省令で定められた。これによって、戦後わが国における図書館職員養成の取り組みが始まった。1954年に大学基準協会は図書館員養成課程基準を改定して、図書館学教育基準を発表した⁸⁾。1965年に日図協改善委員会は『図書館学教育改善委員会報告』を刊行し⁹⁾、9月に委員会試案を発表した¹⁰⁾。

1.2 1966～1995年（第2期）

1967年に講習科目改定のための司書講習科目検討会議が文部省で行われ、最終報告書が作成された。1968年に講習科目の第1回の改定が行われた（講習科目1968）。1972年に日図協基準委員会が部会試案を発表した¹¹⁾。1965年に発表したものと同名である。1977年に大学基準協会が図書館・情報学教育基準を発表した¹²⁾。1982年に大学基準協会が図書館・情報学教育基準を改定し、図書館・情報学教育に関する基準およびその実施方法を発表した¹³⁾。

1.3 1996～2010年（第3期）

1996年に講習科目の2回目の改定が行われた（以下、講習科目1996という）。2003年から2006年にかけて日本図書館情報学会がLIPERを行い、2006年に「図書館情報学教育改革案」を発表した¹⁴⁾。同年に「これからの図書館の在り方検討協力者会議」が文科省に設けられ、「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目」について検討され、2009年にその履修科目が制定された。

1.4 まとめ

第1期は、戦後わが国において初めて図書館職員の養成、図書館学教育が始まった時代である。第2期は、貸出中心の公共図書館からオンライン化、サービスの多様化へと変化した時代である。第3期は、公共図書館におけるインターネット利用と資料の電子化の進んだ時代である。

2. 1950～2000年代の図書館職員養成のための科目案

本章では、1950～2000年代にかけて制定・発表された科目案について、作成経緯、内容、議論の観点から概観する。

2.1 文部省・文部科学省による科目の制定・改定

(1) 講習科目1950

1950年に図書館法が制定され、これに伴い図書館法施行規則（文部省令）によって、戦後わが国において初めて公共図書館職員を養成するための科目が定められた。講習のための科目である。必修科目10科目11単位、選択科目2科目4単位、合計12科目15単位である。養成の対象は、当時公共図書館に勤務していた現職者であったが、次第に図書館に勤務していない社会人、大学生となった。選択科目甲群に「学校教育と公共図書館」「成人教育と図書館」といった、図書館法第3条にかかわる教育活動と図書館の連携に関する科目が設けられている。選択科目乙群には、「社会学」「ジャーナリズム」「社会教育」という社会、教育活動の連携について学ぶ科目も設けられている。甲群、乙群の科目を選択すると、図書館内の業務、サービスだけに終わらず、図書館外の社会について広く学べる仕組みとなっている¹⁵⁾。

青井文吾（葵文庫）は、1953年に講習科目1950の科目内容と時間数について、教育内容が文部省図書館講習所よりも低いことを指摘している¹⁶⁾。菊池租（福岡県立図書館）は、1959年に講習科目1950によって図書館学の補助科学や応用科学の知識を受けなければならないこと、個々の科目の検討の前に、司書としてどういう知識技術が必要であるかが究明されなければならないことの2点を指摘している¹⁷⁾。荒木英夫（気仙沼市立気仙沼図書館）は、1962年に講習科目1950の内容について、初心者中心の内容であること、質が伴わないため、司書は行政機構の中でもあまり認められていないこと、内容は整理技術中心であること、大学図書館と専門図書館の運営方法の比重が大きすぎることの4点を挙げている。い

ずれも講習科目 1950 の科目内容の質について指摘している¹⁸⁾。

(2) 講習科目 1968

講習科目 1950 と同様、公共図書館の専門的職員の資格である司書を養成する講習のための科目である。講習科目 1950 が制定されてから 18 年後の 1968 年に第 1 回目の改定が行われた。必修科目 9 科目 15 単位、選択科目 4 科目 4 単位、合計 13 科目 19 単位以上である。講習科目 1950 よりも、4 単位増加している。講習科目 1950 と比較すると、社会や教育活動との連携にかかわる科目が減少している。当時の公共図書館の中心業務であった分類、目録、レファレンスサービス等の業務を重視している。必修科目の講義科目がすべて 2 単位となり、講習から大学の授業（課程）に適したものに移行している¹⁹⁾。

岡崎義富（一橋大学附属図書館）は、1970 年 2 月に講習科目 1968 について、文献調査の時間がなく、形式的な修得に終わることを指摘している²⁰⁾。石井敦（神奈川県立川崎図書館）は、1970 年 3 月に講習科目 1968 の内容の水準が低いため、専門職の確立が困難であると指摘している²¹⁾。椎名六郎（奥州大学）は 1970 年 8 月に、講習科目の増加が必要であるが、大学側、受講生に問題が生じるため、3 年間で 30 科目の修得を提案している²²⁾。神本光吉（法政大学）は、1974 年に講習科目に対する内容・科目変遷の検討が必要であると訴えている²³⁾。多くが講習科目 1950 と同様に科目内容の質について指摘しており、さらに単位増加の必要性も指摘されている。

(3) 講習科目 1996

講習科目 1950、講習科目 1968 と同様に、公共図書館職員養成のための科目である。講習科目 1968 が改定されてから 28 年後の 1996 年に第 2 回目の改定が行われた。必修科目 12 科目 18 単位、選択科目 2 科目 2 単位、合計 14 科目 20 単位である。講習科目 1968 よりも、1 単位増加している。「生涯学習概論」（1 単位）、「図書館経営論」（1 単位）、「児童サービス論」（1 単位）が新しく設けられた。「生涯学習概論」では、生涯学習および社会教育について学び、生涯学習社会における図書館のあり方という視点が

加わっている。「情報」と付く科目名が、講習科目 1968 の際は選択科目丙群の「情報管理」（1 単位）のみであったが、講習科目 1996 では、必修科目「情報サービス概説」（2 単位）、「情報検索演習」（1 単位）、選択科目「情報機器論」（1 単位）の合計 3 科目増えており、情報に関する知識を持った司書の養成をめざしている。「生涯学習概論」「図書館経営論」「児童サービス論」といった時代に即した科目が増加された点は評価できるが、大学の授業（課程）には適さない 1 単位という単位設定がなされている。

(4) 大学における図書館に関する科目

それまでの講習科目と同様に、公共図書館の図書館職員を養成するための科目であるが、2009 年にわが国で初めて「大学における図書館に関する科目」が定められた。その点で評価されている。必修科目 13 科目 22 単位、選択科目 2 科目 2 単位、合計 15 科目 24 単位である。講習科目 1996 よりも 4 単位増加している。大学において履修すべき科目であることから、「生涯学習概論」「児童サービス論」「図書館制度・経営論」が 2 単位となり、単位の点からも大学の授業に適したものとなった。「情報」と付く科目が 1 科目 2 単位多くなっており、発信型の情報サービスという新しいサービスが加わっている。講習科目 1996 では、「図書館資料」としていた科目名が「情報資源」に変わっている。

2.2 大学基準協会による教育基準

(1) 図書館員養成課程基準（1950）

図書館基準その他を研究するために、大学基準協会は 1948 年の理事会で、鳥養利三郎（京都大学）を委員長として、関西地区に図書館研究委員会を設置したが、CIE（民間情報教育局: Civil Information and Education Section）の要望によって、東京地区には分科会を設置することとなった。分科会主査は佐々木芳郎（明治大学 大学基準協会理事）であった。必修科目は講義科目 6 科目、実習等が 1 科目の合計 20 単位以上である。選択科目全体および各科目の単位数は示されていない。四年制大学の 4 年あるいは 3 年から 4 年の学年を跨って履修できると明記されている。必修科目で「実習、見学及び図書整理実

地」(2単位)が必修になっている。公共図書館だけではなく、多様な図書館職員養成をめざしており、他館種図書館のための科目として選択科目に「学校図書館」「大学図書館管理法」「特殊図書館の諸問題」の3科目が設けられている²⁴⁾。

神本光吉は、1974年に図書館員養成課程基準を図書館教育の嚆矢であると評価している²⁵⁾。村田修身(山形県立米沢女子短期大学)は、1985年に図書館員養成課程基準で示された科目は、図書館法施行規則の講習形式に対して、大学教育の中で行われることを根拠としているため、大学教育になじみやすい性格を基本的に備えていると評価している²⁶⁾。神本、村田ともに図書館員養成課程基準を評価している。

(2) 図書館学教育基準(1954)

1953年に図書館員養成課程基準が大学基準協会基準委員会で不完全なものと評価されたため、「図書館員養成課程基準分科会」が設置された。その後分科会の名称は、すでに図書館学科が設置されていることから、「図書館学教育基準分科会」に改められた。分科会主査は高木貞二(東京大学)で、委員はロバート・L・ギトラー(Robert L. Gitler 慶應義塾大学)ら8名からなった。履修が必要な単位数は38単位以上である。授業科目は、専門科目と関連科目に分かれている。「目的」に「あらゆる図書館の機能達成」と明示され、公共図書館に限らず全館種の図書館職員養成が想定されているが、館種を含んだ名称の科目は示されていない。各部門の単位数は示されているが、科目名の例示のみで各科目の単位数は示されていない。「備考」に図書館学科での教育を対象とすると明記されている。「施設」で、専用図書室(児童、青少年用の集書も含む)の完備、展示材料、視聴覚機材、整理作業用機材を備えることも明記されている²⁷⁾。

藤川正信(慶應義塾大学)は、1967年にコア・カリキュラムを編成するためには単位数、施設、教員数の確保が重要であり、わが国の図書館学担当教員の間でコア・カリキュラムについての議論はほとんど行われていないと指摘している²⁸⁾。中村初雄(慶應義塾大学)は、1971年に個々の科目はそれぞれ

の大学の見識のもとで展開していけるように成文化されたものであると述べている²⁹⁾。室伏武(亜細亜大学)は、1972年に図書館学教育の拡充のためには、講習科目を用いずに、図書館学教育基準を改訂することが急務であると述べている³⁰⁾。村田修身は、1985年に図書館学教育基準は例示された科目とその合計単位数がかなり高い水準を示しているため、大学での図書館学教育の指針となったのではないかと評価している³¹⁾。中村、室伏、村田は、図書館学教育基準について評価しているが、藤川はコア・カリキュラムという図書館職員養成、図書館学教育の根幹にかかわる問題点を指摘している。

(3) 図書館・情報学教育基準(1977)

図書館学と情報学を合体融合させた図書館情報学が名称に含まれている。専門教育課目は、専攻科目と関連科目に分かれている。専攻科目は実習を含めて、各部門を通じて合計38単位以上履修するものとする明記されている。その部門は、基礎部門(6単位以上)、メディア・利用部門(8単位以上)、情報組織部門(8単位以上)、情報システム部門(8単位以上)の4部門に分けられている。図書館の館種には全く触れておらず、専攻科目にも館種を含んだ科目は示されていない。「目的」は「図書館・情報学に関する学理および技術を教授し、あわせてその応用能力を展開すること」であり、図書館職員養成に関しては明記されていない。名称に「図書館・情報学」とあるように、「情報」の用語を含んだ科目が増えている(情報メディア論、情報要求調査等)。「備考」に、学部、学科課程の教育基準であると明記されている。図書館学教育基準にあった、施設に関することは明記されていない³²⁾。

村田修身は、1985年に図書館の構成要素としての利用者に対する視点や、図書館をシステムとして捉える認識が十分に取り入れられたとは言い難いと述べている。その一方で、分類・目録法の比重を相対的に小さくした点は評価している³³⁾。

(4) 図書館・情報学教育に関する基準およびその実施方法(1982)

図書館・情報学教育基準を整理したもので、基本的にはほぼ同じである。配列を入れ替え、「別表」

に科目名を例示している。専攻科目の単位数も図書館・情報学基準と同様である。「専攻科目の各部門ごとに最少限1名の専任教員を置き」とあるように専攻科目での専任教員数について明記されている。「施設設備等」で、図書・雑誌の整備、必要な機器材について定められている³⁴⁾。

2.3 日図協関係の試案

(1) 委員会試案 (1965)

1963年に日図協は図書館職員養成の望ましいあり方を示すために、改善委員会を設置した。委員長は日図協教育部会長でもあった深川恒喜(東京学芸大学)であった。公共図書館だけでなく、大学、学校、専門図書館の職員養成をめざし、公共、大学、学校、特殊専門の四つの小委員会を設けた。小委員会は、大学教員、図書館職員管理職からなる7~8人で構成された。1964年に改善委員会は「図書館学改善委員会(小委員会)中間報告」(第一次中間報告)を発表し、1965年3月に第一次中間報告に対するアンケートの結果として「図書館学教育改善委員会第二次中間報告」を発表した。6月に委員会試案を含む報告書を発表した³⁵⁾。四年制大学と短大を対象とし、図書館学を専攻とする図書館学科、司書課程も想定している。司書課程でコアとなる共通の科目(必修科目20単位)が定められ、その上に「公共図書館専門職員の養成に必要な図書館学教育の課程」を始めとした大学、学校、専門図書館を含む四つの「課程」案が作成されている。加えて、コアとなる共通の科目を中心に、それぞれ館種にあった科目を適宜加えて開講することも提案されている。「公共図書館管理論」「大学図書館管理論」といった科目が設けられているだけでなく、館種別の履修コースも設けられており、これまでの科目案と比較するとはるかに詳細である³⁶⁾。

菊池租(九州産業大学)は、1966年4月に大学のカリキュラム編成方針に任せるのが賢明であったと指摘している³⁷⁾。西藤寿太郎(大阪市立中央図書館)は、図書館法で定められた15単位より多く単位を設定したこと、公共図書館以外の図書館職員も養成する試案を作成したことを評価している³⁸⁾。菅井

光男(都立上野高校)は、1966年9月に改善委員会が学識経験者中心で、現場の要望が取り入れられるところが少ないことを指摘している³⁹⁾。高橋重臣(天理大学)は、1970年3月に委員会試案の特徴を図書館学教育基準にほぼ見合うもので、合計単位数も同じ38単位であると捉えている⁴⁰⁾。椎名六郎は、1970年8月に図書館学のカリキュラムでこれ以上のものはないと評価し、図書館学のカリキュラムを委員会試案のたたき台として作成してほしいと要望している⁴¹⁾。木原通夫(椋山女学園大学短期大学部)は、1970年8月に委員会試案、委員会試案第二次検討資料で示された科目と大学の学部、学科および対象とする館種とを関連させて、大学の図書館学教育の科目を編成するべきであると述べている⁴²⁾。神本光吉は、1974年委員会試案が館種別図書館職員養成の科目を示していること、現場の声を聞いていることを評価している。作成過程での指摘はあるが、概ね評価されている⁴³⁾。

(2) 部会試案 (1972)

1971年に日図教総会で、基準委員会を設置することが決められた。委員長は室伏武(亜細亜大学)で、委員は岡田温(東洋大学)、北島武彦(東京学芸大学)、中村初雄(慶應義塾大学)、深川恒喜(東京学芸大学)、和田吉人(東洋大学)ら13名である。教育部会は、日図協個人会員で、主に司書課程を担当している大学教員から構成されている。そのため基準委員会も大学教員で構成されている。部会試案の前文に基準委員会が設置された目的が記されており、その内容を要約すると次の4点にまとめることができる。

- ①大学での教育を念頭においた大学での図書館学教育の拡充
- ②法改正による司書、司書講習の廃止
- ③全館種にわたる図書館学教育
- ④学歴と図書館学の教育内容で区別される図書館職員の養成

主に四年制大学の図書館学科(専攻)での図書館職員養成を想定しているが、課程も引き続き想定されている。大学院、短大では、特定の等級の職員を養成することになっている。四年制大学では、図書

館学教育基準と司書課程基準とがある。図書館学教育基準では基礎部門、資料組織部門、奉仕部門、経営管理部門の5部門に分けて、それぞれ単位数も示し、科目名も例示しているが、各科目の単位数や内容説明は示されていない。他館種の名称を含む科目は、経営管理部門で「公共図書館論」「学校図書館」「大学図書館」「専門図書館」が例示されているだけである⁴⁴⁾。

部会試案について、図書館員の問題調査研究委員会（以下、図員研という）は、1973年1月に法改正を絶対の前提とした講習廃止と新資格付与制度を実現する構想に対し、実現可能かどうか疑問を持っている⁴⁵⁾。是枝英子（毎日放送東京支店）は、1973年2月に委員のメンバーが大学教員のみである理由がわからないと指摘している⁴⁶⁾。植松民也（神奈川県立図書館）は、38単位の根拠が明らかでなく、図書館学教育基準の合計単位数から一歩も前進していないことを指摘している⁴⁷⁾。是枝洋（法政大学大原社会問題研究所）は、現職者の再教育を目的としていた講習を廃止しようとしていることを指摘している⁴⁸⁾。福島康子（長崎純心女子短期大学）・山本芳枝（長崎県立女子短期大学）は、1973年3月に短大で司書資格が取得できなくなることで、地方では、大学院を修了した「専門司書」の確保が困難であること、学歴によってのみ司書を区分することは、図書館サービス

と、努力による向上および経験を無視し、官僚的、閉鎖的職場社会に逆戻りすることの3点を指摘している⁴⁹⁾。神本光吉は、1974年に委員会試案の特徴を、図書館学教育と司書養成を混在させ、教育よりも養成に重点を置いていることにあると述べている⁵⁰⁾。また、図員研、是枝英子、植松、是枝洋の意見を引用した上で、部会試案を教育内容の規定が貧弱で斬新さがないと批判し、明らかに図書館学教育基準を下敷きにしてしていると述べている。科目の内容は、図書館学教育基準から脱却していないことを指摘されているが、議論の多くが講習廃止、司書の等級制（以下、等級制という）といった資格制度にかかわるものである。

2.4 まとめ

科目案は、56年間に11件あり、約5年に1件の割合で、改定・発表されている。表1⁵¹⁾は、戦後から2000年代初めに発表された図書館学教育に関する科目案を年代順にまとめたものである。科目案のうち7件が館種別図書館職員養成のための科目案である（表1館種別の○印）。科目案を制定・発表した機関・団体は、(1)文部省・文部科学省、(2)大学基準協会、(3)日図協委員会・部会、(4)日本図書館情報学会の四つである。(1)以外は、館種別図書館職員の養成をめざしている。表2⁵²⁾は、作成

表1 講習科目・教育基準・試案一覧（年代順）

発表年	館種別	名称	作成機関・団体
1950	○	図書館員養成課程基準	大学基準協会
1950	—	講習科目 1950	文部省
1954	○	図書館学教育基準	大学基準協会
1965	○	図書館学教育改善試案	日図協図書館学教育改善委員会
1968	—	講習科目 1968	文部省
1972	○	図書館学教育改善試案	日図協図書館学教育部会 図書館学教育基準委員会
1977	○	図書館・情報学教育基準	大学基準協会
1982	○	図書館・情報学教育に関する基準 およびその実施方法	大学基準協会
1996	—	講習科目 1996	文部省
2006	○	図書館情報学教育改革案	日本図書館情報学会
2009	—	大学における図書館に関する科目	文部科学省

表2 講習科目・教育基準・試案一覧（作成機関・団体別）

作成機関・団体	発表年	名称	単位数	科目名	科目内容の有無
文部省 文部科学省	1950	講習科目 1950	15	全科目表示	なし
	1968	講習科目 1968	19	全科目表示	なし
	1997	講習科目 1997	20	全科目表示	なし
	2009	大学における図書館に関する科目	24	全科目表示	なし
大学基準協会	1950	図書館員養成課程基準	20	例示	なし
	1954	図書館学教育基準	38	例示	なし
	1977	図書館・情報学教育基準	38	例示	部門別例示
	1982	図書館・情報学教育に関する基準 およびその実施方法	38	例示	部門別例示
日本図書館協会	1965	図書館学教育改善試案	20～38	全科目表示	簡単な説明文
	1972	図書館学教育改善試案	20～38	例示	なし
日本図書館情報学会	2006	図書館情報学教育改革案	—	全科目表示	簡単な説明文

機関・団体別に整理し、名称、単位数、科目名、科目内容の有無を示したものである。

3. 1980～2000年代の主な図書館職員養成論

本章では、科目案を中心とした図書館職員養成に関する問題点に関する主な議論として、岩猿敏生、渡辺信一、塩見昇、柴田正美、高山正也の文献について明らかにする。

3.1 岩猿敏生の図書館職員養成論

岩猿敏生は、1988年に図書館員養成課程基準、図書館学教育基準、講習科目1968、委員会試案、部会試案、図書館・情報学教育基準、図書館・情報学教育に関する基準について概観し、それぞれの問題点を指摘している。さらに、大学における図書館学教育、講習、等級制の問題点を指摘している⁵³⁾。1993年に担当教員の資質の問題点を指摘している⁵⁴⁾。2012年に大学における図書館学教育のあり方について述べている⁵⁵⁾。

3.2 渡辺信一の図書館職員養成論

渡辺信一は、1989年7月のグループ研究発表で、専任教員不在の問題点を指摘している⁵⁶⁾。1995年に講習、館種別図書館職員の養成の現状について述べている⁵⁷⁾。1996年1月に教員部会の立場から、担当教員について述べている⁵⁸⁾。7月に専任の担

当教員の必要性について述べている⁵⁹⁾。

3.3 塩見昇の図書館職員養成論

塩見昇は、1990年に講習、資格制度、大学基準協会の教育基準の特徴と問題点について述べている⁶⁰⁾。1997年に講習、養成過剰、担当教員について問題点を指摘している⁶¹⁾。

3.4 柴田正美の図書館職員養成論

柴田正美は、1988年に講習科目1950、講習科目1968、大学基準協会の科目案、日図協の科目案について概観し、等級制の必要性について述べ、大学基準協会の教育基準の問題点を指摘している⁶²⁾。1989年のグループ研究発表で、担当教員に関する調査を行い、担当教員の問題点を指摘している⁶³⁾。1994年に検定試験、等級制の問題点について述べている⁶⁴⁾。1995年に担当教員の重要性について述べている⁶⁵⁾。2002年に、担当教員の図書館を知る方法について提案している⁶⁶⁾。2008年に大学における司書養成のあり方、等級制についての改善方法を述べている⁶⁷⁾。2009年に大学における図書館に関する科目として、大学基準協会の基準、日図協の2試案について概観し、大学基準協会の司書養成と大学における図書館学教育について述べている。委員会試案、部会試案については、その特徴を挙げている⁶⁸⁾。2010年に養成過剰、担当教員の問題点に

ついて指摘している⁶⁹⁾。

3.5 高山正也の図書館職員養成論

高山正也は、1986年に図書館・情報学の意味内容を明らかにした上で、専攻科での教育を行っている立場から専攻科（慶應義塾大学）のカリキュラムに対して3点指摘している⁷⁰⁾。1994年に館種別図書館職員の養成に関する問題点、大学基準協会の教育基準について言及している⁷¹⁾。1997年に担当教員の資質に関して要求している⁷²⁾。1998年に館種別図書館職員養成での講習科目の流用、担当教員の資質の問題点を指摘し、大学における図書館学教育のあり方について言及している⁷³⁾。2001年に資格制度の問題点について指摘している⁷⁴⁾。2003年に専攻科の問題点を指摘している⁷⁵⁾。2006年に司書の等級制の必要性について述べている⁷⁶⁾。2008年に資格制度の現状について述べている⁷⁷⁾。

3.6 まとめ

科目案を中心とした、図書館職員養成に関する意見は1980年代初めにはなく、1980年代中頃から意見が発表されている。28年ぶりに改定された講習科目1996の影響もあり、その前後である1990年代中ごろ以降の意見が多い。

4. 1980～2000年代の図書館職員養成に関する議論の内容

本章では、1980～2000年代に発表された岩猿敏生、渡辺信一、塩見昇、柴田正美、高山正也の科目案を中心とした図書館職員養成に関する議論の内容を明らかにする。なお、記事の件数の基準は、1～4件を「少ない」グループ、5件以上を「多い」グループとする。10件以上のものについては、年代別に分類する。

4.1 科目案

(1) 文部省・文科省の講習科目

岩猿敏生は、1988年3月に講習科目1968が発表されたことにより、図書館員養成に関する館界一般の議論を呼び、1970年の『図書館雑誌』2月号の論

者の多くが講習廃止論を唱えていると述べている。柴田正美は、1988年12月に講習科目1968で大学における図書館に関する科目を定めなかったことは問題であるが、講習科目1968を用いて、大学あるいは短大の独自性を発揮した教育は可能であり、現に実現している大学、短大があると述べている。高山正也は、2001年に講習科目1996について、現状での司書養成は講習科目1996の準拠が大半であることを指摘している。

記事は3件で「少ない」グループである。講習科目1968に関して2件（岩猿：1988.3、柴田：1988.12）、講習科目1996に関して1件（高山：2001）である。講習科目1968に関してはどちらも講習科目1968を評価している意見で、岩猿は講習廃止の論議を呼んだきっかけになった点を、柴田は講習科目1968を用いることで、それぞれの大学で独自性を発揮できる点を評価している。高山は、講習科目1996の特徴を示しているだけである。講習廃止論の背景には、講習科目自体の質、量に対する疑問があることが考えられる。講習科目の質的向上をめざすためには、これまでの講習科目を詳細に検討し、それぞれの特徴を捉えた上で過不足を補い、その時代に応じた司書に必要とされる内容を含んだ講習科目を作成する必要がある。講習科目の単位数は、これまで15単位→19単位→20単位→24単位と徐々に増加しているが、専門職の資格としては十分ではない。他方、課程で資格取得する学生の負担も考慮する必要がある。

(2) 大学基準協会の教育基準

岩猿敏生は、1988年3月に図書館員養成課程基準と図書館学教育基準の目的の相違を述べている。これらの二つの基準は、いずれも大学における図書館学の専攻課程を中心としたものであったこと、大学基準協会という図書館界とは直接関係のない団体によって定められたものであったため、館界一般の注目を余り集めなかったことの2点を指摘している。図書館・情報学教育基準は、1960年代後半から図書館界に大きな影響を及ぼし始めていた情報学の発展をどのように取り入れるかについて、初めて一つの基準を示した点に、その価値を認めることができ

ると評価している。さらに、もはや伝統的な図書館学分野にのみ閉じこもることは許されず、図書館学教育分野にいかに関係学を取り入れていくかが、図書館学教育のカリキュラムを作成していく上で重要な問題であると述べている。図書館・情報学教育に関する基準およびその実施方法については、図書館・情報学基準の内容の配列を変えただけで、関連科目名の例示が変わったほかは、内容上の相違はないと述べている。柴田正美は、1988年12月に大学基準協会の教育基準の問題点について、大学における図書館学教育に重点が置かれ、図書館の現場における職員のあり方、現場に必要な職員の資質が十分に反映されなかったこと、そのために図書館職員養成という観点が薄くなり、図書館界からの注目を集めなかったことの2点がいわれると述べている。塩見昇は、1990年に大学における図書館学教育の基準として、図書館学教育基準を改定した図書館・情報学教育基準を挙げ、大学の自主努力により、この基準のような水準の教育を達成していくことが本来あるべき姿であると評価している。高山正也は、1994年に慶應義塾大学図書館・情報学科でのカリキュラムと図書館・情報学教育基準とが一致するものとなっていたと述べている。柴田正美は、2009年に図書館員養成課程基準、図書館学教育基準を概観し、大学基準協会は司書養成と大学における図書館学教育を別のものと把握し、後者に前者を包み込んで実施することを期待していたといえると述べている。また、大学基準協会が1950年の段階で必修科目20単位に選択科目を足すという単位数を打ち出したことは注目すべきことであると図書館員養成課程基準を評価している。

記事は5件で「多い」グループである。図書館員養成課程基準、図書館学教育基準の問題点を指摘したもの（岩猿：1988.3、柴田：1988.12）、図書館・情報学教育基準を評価しているもの（塩見：1990、高山：1994）、大学基準協会の方向性を示したもの（柴田：2009）、必修科目20単位に選択科目を足すという単位数を示した図書館員養成課程基準を評価したもの（柴田：2009）、図書館・情報学教育に関する基準およびその実施方法の特徴を示したもの（岩猿：1988.3）

がある。今後、図書館職員養成のためのカリキュラムを作成するためには、大学基準協会の教育基準の特徴、評価できる点、問題点を詳細に捉えた上で、作成することが重要である。

(3) 日図協の試案

岩猿敏生は、1988年3月に委員会試案について、学校図書館の専門職以外はいずれも必修科目だけで30単位以上という、学科レベル以上のコースでなければ導入し難いものであったこと、図書館法の15単位以上という規定の改正がない限り、講習、課程にも無縁のものであったことの2点を指摘している。部会試案については、特徴として次の3点を挙げ、概ね評価している。①従来のような単なるカリキュラム改善案にとどまらず、教育レベルに応じたものになっている。②教育レベルと司書および司書教諭資格の等級制を対応させた。③講習の廃止を訴えている。柴田正美は、1988年12月に委員会試案について、課程では講習科目1950を用いて図書館職員養成を行っている現実を配慮しないで作成されたものであるため、図書館界には冷たく迎えられたと述べている。他方、委員会試案が発表されたことによって、講習科目1968が19単位となるにあたり、一定の力を果たしたと評価している。部会試案については、司書講習廃止論が試案として表明された初めてのものと述べ、その特徴として、次の3点を挙げ、概ね評価している。①図書館員養成教育を短大も含む大学のみ限定し、講習の廃止を打ち出した。②教育のレベルと司書および司書教諭資格の等級とを対応させた。③教育レベルに応じたカリキュラムを提起した。柴田正美は、2009年に委員会試案の特徴として、講習制度の廃止を打ち出したこと、教育のレベルと等級制が対応されたことの2点を挙げているが、いずれも強烈な批判が出され、評価されなかったと述べている。

記事は3件で「少ない」グループである。委員会試案の問題点を指摘したもの（岩猿：1988.3、柴田：1988.12）、委員会試案の特徴を挙げたもの（柴田：2009）、委員会試案を評価したもの（柴田：1988.12）、部会試案を評価したもの（岩猿：1988.3、柴田：1988.12）がある。部会試案を評価した岩猿と柴田の背景

として、講習廃止論があると考えられるが、その場合の方法、方策は示されていない。大学基準協会の教育基準と同様に、今後、図書館職員養成のためのカリキュラムを作成するためには、日図協の試案の特徴、問題評価できる点、問題点等を詳細に捉えることが重要である。また、これまで二度に亘って日図協の科目案が作成されたにもかかわらず、なぜ図書館職員養成のための「科目」となり、図書館職員を養成するまでに至らなかったのかという経緯、委員会試案と部会試案との関連性を調査する必要がある。

4.2 養成の方法

(1) 司書講習

講習は、もともと現職の図書館職員の司書資格の方法の一つであった。これにより、戦後わが国で初めて司書の養成が行われた。岩猿敏生は、1988年に講習が誰でも入ってこられるために、専門職といわれる業種になじまないと述べ、講習に反対の立場を取っている。渡辺信一は、1995年に講習自体が本来の趣旨から離れ、受講者が無資格の現職者だけでなく、学生もいると指摘している。

記事は2件で「少ない」グループである。関心が低いことがわかる。どちらも講習に問題点があると、講習に反対の意見である。都市部では、課程、講習とも開設されており、大学在学中に司書資格を取得する機会が多くある。他方、地方では課程を開設していない大学もあり、資格取得の機会が都市部と比較すると極端に少ない。講習は、特に課程が開講されていない地方大学の学生のための資格取得の機会の一つとして、継続させることが必要である。

(2) 司書課程

課程は一般的に、大学の卒業要件単位とは別に設けられている。1950年に東洋大学で初めて課程が開講された。塩見昇は、1990年に課程では講習科目と変わらない科目内容、単位数のカリキュラムとなっており、そのため、各大学での図書館学についての位置づけ、認識の弱さがそれに拍車をかけると問題点を指摘している。

記事は1件で「少ない」グループである。塩見は

講習科目そのものを用いて、課程で図書館職員養成教育を行うことに問題があるとし、大学での課程の位置づけを懸念している。講習科目を用いず、それぞれの大学が図書館職員養成を行うことは非常に困難であるが、既存の講習科目を用いた上で、それぞれの大学独自の科目を開講することは可能であると考えられる。

(3) 専攻科

図書館情報学等の専攻科では、司書資格の付与を超えた内容の教育が行われている。高山正也は、1986年に専攻科のカリキュラムに対して次の3点を指摘している。①カリキュラム(当時)の実用性を冷静かつ積極的に判断し、修正すべき箇所があれば、これを逐次修正することにより、よりよいカリキュラムを作る必要がある。②大学院の教育カリキュラムの検討を図書館・情報学の大学院教育基準のあり方と関連させつつ実施する必要がある。③図書館・情報学教育の基本的性格の一つである総合大学における教育の利点を生かし、他学部、他学科との教育上の交流をカリキュラムの面でも促進する必要がある。2003年に専攻科の多くは学問としての図書館・情報専門職の養成という社会的な要請にできていないと指摘している。その理由は、学生からの司書資格付与の要求に応えるために、課程に準じたカリキュラム構成を取らざるを得ないこと、図書館・情報学の未熟さに起因する研究・教育内容の貧困さである。

記事は2件で「少ない」グループである。専攻科のカリキュラムを作成する上で留意する点を挙げているもの(高山:1986)、専攻科の問題点を挙げているもの(高山:2003)がある。どちらも高山の意見であるが、継続的に意見を述べておらず、初めの1986年から23年後の2009年に意見を述べている。図書館情報学だけにとどまらず、基礎となる幅広い分野の知識をもつことによって、学問の領域が広がり、より高い能力をもつ司書なることができると考えられる。その意味で、高山の他学部、他学科との教育上の交流を図るという意見は有益である。

(4) 大学における図書館学教育

図書館法が制定された当時は、図書館に関する科

目を開講している大学が非常に少なかった。そのため、講習科目を大学での司書養成に用いることとなった。高山正也は、1998年に大学における図書館学教育は、学生だけでなく、現職の図書館職員にとっても、研修のために開かれた魅力と価値あるものでなければならないこと、今後の社会一般の図書館イメージの形成と、図書館に対する世論の動向を規定するのに大きく影響すると述べている。岩猿敏生は、2012年に人類文化の根幹である文献の問題にかかわる図書館学教育は、実務教育としてだけでなく社会科学の基本的な一分野として大学に根づいていかなければならないと述べている。

記事は2件で「少ない」グループである。大学における図書館学教育を学生に限らず図書館職員、社会一般に影響するものと捉えているもの（高山：1998）、社会科学の一分野と捉えているもの（岩猿：2012）とがある。高山と岩猿の意見には14年の開きがある。大学における図書館学教育と図書館職員養成とが混同されていることもあり、今後は大学における図書館学教育とは何かを追究する必要がある。

4.3 資格制度

(1) 資格制度

わが国において、法律（図書館）で定められた図書館の専門的職員の資格制度があるのは、司書のみである。塩見昇は、1990年に図書館法の「司書」の条項に次の5点の問題点があると指摘している。①図書館における司書の必置とそれに対する配置基準が明示されていない。②司書養成がなお講習主体である。③講習科目が時代の要請に応えるものではなくなっている。④「大学における図書館に関する科目」が明示されていない。⑤司書が教育公務員特例法上の位置づけを欠き、研修の根拠が示されていない。渡辺信一は、1995年に学歴の差異があるにもかかわらず、同じ資格が発行される現状から、議論の必要があると述べている。高山正也は、2008年に学芸員資格保持者は日本の多くの組織では人事管理上、研究者として処遇されているが、司書資格保持者は事務職でしか扱われず、日本の各組織では人事管理上、事務職が専門職になれるのかという問

題が惹起されると指摘している。

記事は2件で「少ない」グループである。図書館法の司書の条項に問題があるという意見（塩見：1990）、司書資格保持者は事務職扱いであることを指摘している意見（高山：2008）がある。それぞれ資格制度に関する問題点を指摘しているが、その後継続して意見を述べていない。資格制度は、司書資格、養成機関、担当教員にかかわることであるため、継続的かつ慎重に議論する必要がある。

(2) 資格検定試験

司書は国家資格であるが、法律によって検定試験は定められていない。柴田正美は、1994年に検定試験が必要だという論調もあるが、検定試験にさえ合格すれば、知識も技術も問わない事態が当然のこととされ、受験技術に長けた創造性に乏しい司書を輩出することになると問題点を指摘している。

記事は1件で「少ない」グループである。柴田は検定試験には問題があると考えている。検定試験は、資格取得の機会の一つになると考えられ、前述した課程のない地方大学の学生の機会獲得ともつながる。また、今後の司書資格においても重要である。検定試験を実施するには、これをどのような内容で、どのような手順で、いかに継続的に実践するかといった具体的な方法を示す必要がある。

(3) 等級制

司書資格の向上を図るためには、一段階のまま単位を増やす方法と、上級資格を設ける方法とがある。柴田正美は、1988年に現行の制度はそのままにし、その中で育てられる司書を将来は被指導者あるいは中級指導者として位置づけ、より高度な指導力をもつ上級司書を育てる制度を新たに設けることが必要であると等級制に賛成している。岩猿敏生は、1988年に法律にもとづく同じ資格ならば、その教育レベルに、現状のような大きな差がないのが望ましいと述べ、等級制に反対している。柴田は、1994年に資格の裏づけのための運動そのものについては、否定しないが、現在の社会的状況の中での等級制の提案がどのような結果を招くかについては慎重な配慮が必要であると指摘している。高山正也は、2001年に司書の養成が講習、課程、専攻科という三つの

形態で行われ、受けた教育や本人の努力や能力などの差異は資格に反映されないことは問題であると指摘している。柴田正美は、2008年に等級制のモデルとして、司書を「相当司書」「検定司書」「認定司書」の三つにわけ、次のように提案している。①図書館等での勤務経験、学歴を不問とし、ボランティア、高齢者も含む高度認定司書になるための「認定試験」を受けられるようにする。②高度認定司書は、図書館での業務、館種によって設定し、それぞれに見合う技術、経験を評価する。

記事は5件で「少ない」グループである。等級制に賛成の意見（柴田：1988, 2008, 高山：2001）、等級制に反対の意見（岩猿：1988）、資格の裏づけのための運動そのものを否定しないが、慎重な配慮が必要であるという意見（柴田：1994）があるが、意見を述べているのは岩猿と柴田だけである。柴田は、等級制のモデルを示しているが、そのモデルに辿るまでの具体的な方法は示されていない。等級制を設ける場合は、等級ごとの科目の充実を図った上で、どのような手順で設けるのか具体的な方法を示す必要がある。

(4) 館種別図書館職員の養成

司書は、図書館法にもとづいた公共図書館の専門的職員のための資格であり、公共図書館以外の館種については法律にもとづいた資格制度は存在しない。高山正也は、1994年に講習科目は公共図書館だけを念頭においた科目内容であり、大学図書館や専門図書館からみるとその科目内容、単位数共に不十分であること、この事実を行政当局、日図協、大学図書館、専門図書館も事態を放任しており、その責任は少なくないことの2点を指摘している。渡辺信一は、1995年に大学、専門、学校図書館においても応募資格に「司書（補）」を要求される現状について述べている。高山正也は、1998年に司書資格が唯一の図書館職に関する法的裏付をもった専門性を保証するものであるため、新規学卒者の図書館への就職に際し、私立大学図書館や国公立大学図書館でも専門的知識・技能を判断するための資格として流用されていると現状を指摘している。

記事は3件で「少ない」グループである。どれも

公共図書館職員養成のための講習科目を、ほかの館種の図書館の採用の際に流用されていることを問題にしている。高山、渡辺が指摘しているように、そもそも司書資格は公共図書館の専門的職員の資格であるため、公共図書館以外の館種別図書館職員の養成は早急に必要である。館種が異なっても、図書館業務には共通する点が多いため、司書有資格者を公共図書館以外の館種の図書館で採用する場合がある。これは他館種の図書館の専門職員の資格がわが国において存在しないためである。この場合、各館種の図書館の本質、専門性にかかわる知識が不足することも多いと考えられ、各館種別の図書館職員の養成、資格の確立が必要である。

4.4 養成機関の改善

(1) 養成の過剰

養成機関によって、毎年1万人を超える司書が養成されているが、養成が過剰となっており、資格と就職とが結びついていない。塩見昇は、1997年に司書資格を取得しても、図書館への就職に必ず結びつくわけではないこと、養成教育の結果を「就職」という結果ではかることは困難であり、需給のアンバランスは明らかであると指摘している。柴田正美は、2010年に資格取得が就職にほとんどつながらない状況について、担当教員が学生や大学経営者にどのように説明責任をはたすのかという問題があると指摘している。

記事は2件で「少ない」グループである。養成過剰を指摘しているもの（塩見：1997）、養成過剰の説明責任を指摘しているもの（柴田：2010）がある。どちらも養成過剰が問題であると意見を述べているが、これを是正するための具体的な方法は示されていない。養成過剰による就職率の低下は、司書資格の評価、養成機関、担当教員の地位の低下につながるおそれがあるため、十分に検討し、具体的な対策を練る必要がある。

(2) 担当教員

担当教員には、大学での研究業績を重視する考え方と図書館の実務経験を重視する考え方がある。

渡辺信一は、1989年にグループ研究の中で、専

任の担当教員が不在の場合、次の4点の問題点があると指摘している。①個人研究費の配分が望めないため、学内の教育・研究上の基盤が確保されない。②指導の際の拠点となる研究室等が与えられないため、授業以外の学生指導が行き届かない。③課程に関する科目の必要を図書館職員養成と関連させて、絶えず他の学問領域の同僚に理解を深めさせることが困難である。④図書館学、課程に関する研究・教育体制を確立し、「求められる司書」を養成するための長期的展望がたてにくい。

塩見昇は、1989年に担当教員の中には図書館の事情を積極的に知ろうとしていない場合もあり、この事実は図書館学教育にとってもは問題であることを指摘している。その方策として、担当教員に図書館関係団体への加入を呼びかけ、図書館の事情あるいは動向について知識を深める必要があると述べている。

柴田正美は、1989年にグループ研究の中で、専任の担当教員の担当科目、加入している図書館関係短大、論文発表状況を調査している。その上で、担当教員には、図書館の事情を積極的に知ろうとしない部分があり、この事実は図書館学教育にとっては重要であると指摘している。さらに図書館学関係の論文の発表の場をもっと増やすための努力と工夫が必要であり、研究者として研究に力をさけるだけの余裕が与えられなければならないとも述べている。

岩猿敏生は、1993年にわが国の図書館学研究は貧弱で、そのほとんどは課程として大学に置かれているため、ごく少数の専任教員が担当しているに過ぎず、戦前と同様に現場である図書館職員によって大きく支えられていると指摘している。

渡辺信一は、1995年に専任の担当教員の不在は学生に対する指導上、大いに問題にされるべきであり、文部省による行政指導を待つことなく、専門職を育てる意識、自覚、使命感のもとに応分の努力が求められると述べている。1996年1月にも専任の担当教員が不在の場合、利用者に求められる図書館職員が育成されるか、疑念と不安を感じると述べている。7月に専任の担当教員の必要性について述べ、担当教員には研究業績が問われるのは当然であると

述べている。

柴田正美は、1995年9月に担当教員の育成は非常に重要であり、意識して担い手を育てる態勢が必要であると述べている。また、1989年の文献と同様に担当教員が図書館の事情を積極的に知ろうとしないこと、この事実は図書館学教育には重要であることを再度述べている。図書館員の専門性が図書館の現場とのみ関わりがあるとすれば、現場でのフィードバックを必要とする実学としての図書館学教育、司書養成教育は図書館職員で非常勤講師という立場の人がもっともふさわしい教育者であると述べている。

渡辺信一は、1996年に前年7月に行った教育委員会に対する調査結果について述べている。大学院で図書館情報学を履修した若手の研究者と図書館現場での経験豊富な senior professor からなる2名の専任教員によってお互い確固たる基盤を大学内に据えることを希望し、現場である図書館の重要性を説いている。

高山正也は、1997年に担当教員について次のように指摘している。①大学教員として十分な資質、学位・学歴、業績等の能力が要求されるが、依然として、専任者の不在、他分野の専任教員を図書館学の専任者に仕立てた問題もあり、これを認めた行政担当局の図書館振興の熱意が疑われる。②新任だけでなく、現職の担当教員の能力向上のための研修方策が今後の重要な課題である。

塩見昇は、1997年9月に各担当教員が大学の研究教育の中で、図書館法に規定された司書資格と文部省の行政指導が専任教員を確保する支えである現状を問い直し、研究と教育の統合、過度の非常勤依存ではできない養成教育について学内外に明らかにすることが不可欠であると述べている。

高山正也は、1998年に教育部会が担当教員について、図書館学の専任教員による教育が必要であることを主張し続けたと述べている。理由は、かなり多くの課程が専任の担当教員を採用せず、非常勤教員だけに依存しながら開講し、司書資格を発行しているためである。担当教員に多くの図書館の現職者や実務経験者が起用されることは、図書館学教育の

質的向上、司書の専門性を高めるという観点から検討が必要であること、優れた研究遂行能力と人格、識見に秀でた教育者でなければならないことを指摘している。

柴田正美は、2002年に担当教員は図書館の現場と離れてはならず、時には夏休み期間などを図書館で働いてみることも必要ではないかと述べている。

記事は11件で「多い」グループである。関心が高いことがわかる。専任の担当教員が必要であるという意見（渡辺：1989, 1995, 1996.7, 岩猿：1993, 塩見：1997, 高山：1998）、担当教員は現場である図書館について積極的に知るべきであるとする意見（塩見, 柴田：1989, 柴田：1989, 2002, 渡辺：1996.7）、担当教員の育成が重要であるとする意見（柴田：1995）がある。専任の担当教員が必要であるとする意見が一番多く、担当教員の育成に関しては1件と一番少ないが、いずれも担当教員の質的向上が重要とする意見である。担当教員が現場である図書館を積極的に知る方法として、柴田が夏休みの活用を提案しているが、その具体的な方法は示されていない。また担当教員の育成の重要性も柴田が述べているが、これもその具体的な方法は示されていない。現場である図書館が重要視されているが、今日、社会人大学院制度が充実しつつあり、教員の資質に関しては改善の方向にあると考えられる。しかしながら、図書館、司書に対する興味、関心は常にもつ必要はある。柴田が述べているように、夏休み等を利用して、現場にいる司書から話を聴き、現状や問題点を知る必要がある。それらを踏まえることによって、担当教員の研究・教育活動の充実が図れると考えられる。

5. 考 察

本章では、第4章をもとに、1980～2000年代初めの図書館職員養成に関する議論において、科目案を中心とした図書館職員養成の問題点がどのように検討されてきたのかを分析する。

5.1 議論の時期・場所・範囲・進め方・内容

研究課題(2)「どのように議論が行われているのか」について、第4章をもとに図書館職員養成の問

題点が指摘された時期、場所、範囲、進め方、内容の5点から分析する。

(1) 時期

表3は、1980～2000年代に岩猿敏生、渡辺信一、塩見昇、柴田正美、高山正也が述べた図書館職員養成に関する意見の述べ人数を5年ごとに示したものである。1995～1999年の5年間に7人が意見を述べており、一番多く意見が述べられている。総意見数の約30%にあたる。その理由として、講習科目1996が注目され、図書館職員養成に関する関心が高まったことが影響していると考えられる。

(2) 場所

意見が述べられた場所の多くは『図書館界』で全体の32%である。次に『図書館雑誌』（全体の28%）が続くが、大学教員による学術論文がない。学術論文とは学会誌に掲載された査読付論文をさすが、これに該当するものがない。他方、査読審査のない『図書館雑誌』等のような場所があることによって、その時々気がついたことを意見として述べることでできたと考えられる。

(3) 範囲

表4は、問題点と意見を述べた年数を表にしたものである。問題点は表4の通り11項目あるが、これら全ての問題点について言及した論文はない。最も多くの項目に言及しているのは高山正也で、科目案、専攻科、大学における図書館学教育、等級制、館種別図書館の職員の養成、担当教員の6項目について言及している。

(4) 進め方

学術論文に相当するものがないため、問題点に対する意見がまとまっていない。理由は、既出の意見を引用した上で意見を述べていないこと、対立点や全体の傾向をつかみにくいこと、示された問題点について深く議論を行っていないことの3点が考えられる。

(5) 内容

最も意見が多いのは、担当教員に関する意見で11件である。最も関心が高かったことがわかる。最も意見が少ないのは、課程と検定試験に関する意見で各1件である。課程に関しては、講習科目を用

表3 1980～2014年の図書館職員養成に関する意見の延べ数

年	1980～1984	1985～1989	1990～1994	1995～1999	2000～2004	2005～2009	2010～2014	合計
人数	0人	6人	4人	7人	3人	1人	2人	23人

表4 問題点と意見を述べた年の対応表

	岩猿敏生	渡辺信一	塩見昇	柴田正美	高山正也
科目案	1988			1988	2001
司書講習		1995			
司書課程			1990		
専攻科					1986 2003
大学における図書館学教育	2012			1987	1998
資格検定試験				1994	
司書の等級制	1988			1987 1994 2008	2001
館種別図書館職員養成		1995			1994 1998
養成の過剰	1997			2010	
担当教員	1993	1989 1995 1996	1989 1997	1989 1995 2002	1997 1998
資格制度		1995	1990		

いて図書館職員養成が行われているために、各大学での図書館学の位置づけ、認識が弱いと指摘している。検定試験に関しては、受験技術に長けた司書を生み出すことが問題であると指摘している。

意見の一致がみられるのは、館種別図書館職員養成、担当教員に関することである。館種別図書館職員養成については、いずれも講習科目を公共図書館以外の図書館職員養成に用いることを問題としている。担当教員については、いずれも背景として担当教員の質的向上は重要な課題であるという認識をもっている。意見の対立があったものは、等級制に関する意見で、等級制に賛成の意見と反対の意見とで対立している。

5.2 科目案の評価

研究課題(3)「科目案がどのように評価されているか」について、第4章をもとに分析する。

(1) 評価の範囲

表5は、科目案に対する評価を研究者ごとに示したものである。岩猿敏生、柴田正美、高山正也、塩見昇が科目案に関して言及している。中でも岩猿、柴田の両者によってほとんどの科目案が評価されている。意見が発表された年は1988年、1990年、1994年、2009年であり、継続的に議論されていない。

(2) 評価の内容

文献の数そのものが少ないが、講習科目1968、図書館・情報学教育基準、部会試案が評価されている。講習科目1968については、講習廃止、講習擁護の議論をきっかけとなったこと、各大学で独自性のある教育が展開できる点が評価されている。図書館・情報学教育基準については、図書館学に情報学を取り入れた初めての教育基準であること、水準が大学教育に適していることの2点が評価されている。

表5 科目案に対する評価

作成機関・団体	科目名	岩猿敏生	柴田正美	高山正也	塩見昇	延べ数
文部省	講習科目 1968	1988: ○	1988: ○			2
大学基準協会	図書館員養成課程基準	1988: △	1988: △ 1994: ○ 2009: ○			4
	図書館学教育基準	1988: △	1994: △		1990: ○	3
	図書館・情報学教育基準	1988: ○	1988: △ 1994: ○	1994: ○		4
日本図書館協会 委員会・部会	委員会試案	1988: ×	1988: × 2009: ×			3
	部会試案	1988: ○	1988: ○			2

○: 評価しているもの △: 問題点・特徴を述べているもの ×: 評価していないもの

部会試案については、教育レベルに応じたカリキュラムであること、教育レベルと等級制を対応させたこと、講習の廃止をうちだしたことの3点が評価されている。評価されていないものは委員会試案で、学科レベル以上のものであったこと、講習、課程に適さないものであったことが批判されている。

6. 結 論

以上のことから、1980年代から2000年代初めの主な図書館職員養成論において、どのような議論が行われているか、科目案がどのように評価されているかについて、次のような結論を導くことができる。

図書館職員養成に関する多くの問題点について発表されており、その意味で意義がある。中でも担当教員に関する意見が最も多かった。意見を述べている研究者自身が担当教員当事者であり、他の問題点よりも興味、関心をもつことができ、現状を把握できたと考えられる。他方、全体的に継続的な議論を重ねておらず、それぞれの既出の意見に対して評価する姿勢もほとんどみられなかった。従って、一つの問題点に対して、議論が深まっていない傾向がある。今後の図書館職員養成、図書館学教育のあり方を考える上では、より多くのこのテーマに関する査読付の学術論文が発表され、一つ一つの問題点に対して議論を深める必要がある。深い議論を繰り返すことによって、やがては問題点全体を捉えることにつながると考えられる。さらには、このテーマを専門とする研究者の育成も重要である。

科目案に関する意見を述べているのは、岩猿敏生と柴田正美であり、両者によって委員会試案以外の科目案が評価されている。両者のほとんどが1988年に発表された文献で、それ以降継続的に議論は行われていない。評価されている科目案は、講習科目1968、図書館・情報学教育基準、部会試案であったことから、これらは今後、館種別図書館職員養成のためのカリキュラムを作成する上で、大いに参考になると考えられる。新たに最初からカリキュラムを作成するには、多くの時間と労力を必要とする。従って、既存の教育基準をもとに時代に応じた内容を補い工夫することによって、新たに作成するよりは短い時間と少しの労力で、よりよい図書館職員養成のためのカリキュラムを作成することが可能であると考えられる。また、この一連の作業を何年かごとに継続的に行うことによって、時代に応じたカリキュラムを作成することができる。そのためには、より多くの司書を養成する担当教員、図書館で働いている図書館職員が科目案に関心をもつ必要がある。さらに担当教員は大学での教育を、図書館職員は現場を踏まえた上で、図書館職員養成に関する一つ一つの問題点に対し、深い議論を重ね、やがては図書館界としての一つの総意を導く必要がある。

7. おわりに

本稿では、1980～2000年代の科目案を中心とした図書館職員養成の問題点を、岩猿敏生、渡辺信一、塩見昇、柴田正美、高山正也に絞って検討した。今

後は他の研究者に対しても検討を行う。

注・引用文献

- 1) 根本彰「40年の空隙を埋める—1968年省令改正と今—」『会報』(日本図書館協会図書館学教育部会) No. 81, 2007. 10, p. 10-13.
- 2) 根本彰「図書館員養成とポスト LIPER 報告」『図書館雑誌』Vol. 101, No. 10, 2007. 11, p. 741-743.
- 3) 池田美千絵「図書館情報学教育改善の提案について—根本彰の発言を巡って—」『学苑』(昭和女子大学) No. 905, 2016. 3, p. 41-53.
- 4) 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会『図書館情報学用語辞典 第4版』丸善出版, 2013, p. 91.
- 5) 前掲4)
- 6) 日本図書館協会『近代日本図書館の歩み 本篇—日本図書館協会創立百年記念—』日本図書館協会, 1993, p. 495-496.
- 7) 「図書館員養成課程基準」『大學基準協会会報』(財団法人大学基準協会) No. 5, 1950. 5, p. 23-24.
- 8) 「図書館学教育基準」『大學基準協会会報』(財団法人大学基準協会) No. 21, 1954. 7, p. 84-85.
- 9) 日本図書館協会『図書館学教育改善委員会報告 1965』日本図書館協会, 1965, p. 23.
- 10) 日本図書館協会図書館学教育改善委員会「図書館学教育改善試案」『図書館雑誌』Vol. 59, No. 9, 1965. 9, p. 26-31.
- 11) 日本図書館協会図書館学教育部会図書館学教育基準委員会「図書館学教育改善試案」『図書館雑誌』Vol. 66, No. 6, 1972. 6, p. 30-34.
- 12) 「図書館・情報学教育基準」『会報』(財団法人大学基準協会) No. 35, 1977. 12, p. 68-69.
- 13) 日本図書館協会『図書館関係法規基準』日本図書館協会, 1983, p. 209-210.
- 14) 上田修一, 根本彰「『情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究』最終報告書」『日本図書館情報学会誌』Vol. 52, No. 2, 2006. 6, p. 101-128.
- 15) 池田美千絵「司書資格のための修得科目(1968)の特徴と問題点 修得科目(1950)との比較を中心に」『学苑』(昭和女子大学) No. 881, 2014. 3, p. 18-28.
- 16) 青井文吾「講習規定はあれでいいのか?—図書館法の改正にあたって—」『図書館雑誌』Vol. 47, No. 8, 1953. 8, p. 7.
- 17) 菊池租「15単位の講習だけではだめだ」『図書館雑誌』1959, Vol. 53, No. 4, p. 122-123.
- 18) 荒木英夫「図書館専門職員講習の反省」『図書館雑誌』1962, Vol. 56, No. 4, p. 225-226.
- 19) 前掲15)
- 20) 岡崎義富「夏期講習に終止符を: 主として大学図書館の立場から」『図書館雑誌』1970, Vol. 64, No. 2, p. 54-56.
- 21) 石井敦「図書館員教育への提言—公共図書館の立場から—」『図書館界』Vol. 21, No. 6, 1970. 3, p. 203-207.
- 22) 椎名六郎「図書館学教育雑想」『図書館雑誌』Vol. 64, No. 8, 1970. 8, p. 340-343.
- 23) 神本光吉「図書館学教育論」『法政大学文学部紀要』1974, 19号別冊, p. 1-51.
- 24) 池田美千絵「1950年代の大学基準協会による図書館学教育に関する基準」『学苑』(昭和女子大学) No. 865, 2012. 11, p. 11-26.
- 25) 前掲23)
- 26) 村田修身「図書館学教育に関する三つの基準について」『山形県立米沢女子短期大学紀要』No. 20, 1986. 12, p. 1-11
- 27) 前掲24)
- 28) 藤川正信「図書館学教育の本質的諸問題—図書館学教育セミナー—」『図書館界』Vol. 18, No. 5, 1967. 1, p. 148-157.
- 29) 中村初雄「図書館員の理想像」『現代の図書館』Vol. 9, No. 2, 1971. 6, p. 127-134, 117.
- 30) 室伏武「司書講習廃止論」『図書館界』Vol. 23, No. 6, 1972. 3, p. 224-227.
- 31) 前掲26)
- 32) 前掲24)
- 33) 前掲26)
- 34) 山内(池田)美千絵, 薬袋秀樹「戦後日本における図書館学教育科目案の変遷—館種別図書館職員養成の観点から—」『日本生涯教育学会論集』No. 31, 2010. 9, p. 123-132.
- 35) 前掲9)
- 36) 前掲15)
- 37) 菊池租「HOMO SUI GENERIS—自焚記—」『図書館雑誌』Vol. 60, No. 4, 1966. 7, p. 133-135.
- 38) 西藤寿太郎「養成機関にもの申す」『図書館雑誌』1966. 7, Vol. 60, No. 4, p. 128-132.
- 39) 菅井光男「『図書館学教育改善試案報告』批判: 特に一学校図書館の専門的職務に従事する者の養成に必要な図書館学の課程—について」『図書館雑誌』Vol. 60, No. 9, 1966. 9, p. 374-375.
- 40) 高橋重臣「図書館学教育の改善」『図書館界』Vol. 21, No. 6, 1970. 3, p. 215-222.
- 41) 前掲22)

- 42) 木原通夫「図書館学教育の「場」の再検討—講習と大学の講座の場合」『図書館雑誌』Vol. 64, No. 8, 1970. 8, p. 348-351.
- 43) 前掲 23)
- 44) 前掲 34)
- 45) 日本図書館協会図書館員の問題調査研究委員会「日本図書館協会図書館員の問題調査研究委員会『図書館学教育改善試案』について」『図書館雑誌』1973, Vol. 67, No. 1, p. 25-26.
- 46) 是枝英子「図書館学教育改善試案への質問」『図書館雑誌』Vol. 67, No. 2, 1973. 2, p. 21-22.
- 47) 植松民也「『図書館学教育改善試案』の問題点」『図書館雑誌』Vol. 67, No. 2, 1973. 2, p. 22-23.
- 48) 是枝洋「『図書館学教育改善試案』を読んで」『図書館雑誌』Vol. 67, No. 2, 1973. 2, p. 24.
- 49) 福島康子, 山本芳枝「図書館学教育改善試案について—図書館関係法との関連について—」『図書館学』Vol. 22, 1973. 3, p. 15-19.
- 50) 前掲 23)
- 51) 前掲 24) の表 1 を加筆・修正したものである。
- 52) 前掲 24) の表 2 を加筆・修正したものである。
- 53) 岩猿敏生「わが国における図書館学教育の諸形態と問題点」『文化学年報』(同志社大学) No. 37, 1988. 3, p. 270-249.
- 54) 岩猿敏生「日本における図書館学の歩み—平成 5 年度橋本記念講演」『Library and information science』No. 31, 1993, p. 133-142.
- 55) 岩猿敏生「図書館教育と図書館学教育」『同志社大学図書館学年報』No. 38, 2012, p. 139-145.
- 56) 塩見昇, 渡辺信一, 柴田正美「わが国における図書館学教育の動向」『図書館界』Vol. 41, No. 2, 1989. 7, p. 74-80.
- 57) 渡辺信一「わが国における図書館学教育/司書養成の現状と問題点—カリキュラム改定の経緯と教育学会の取り組みを中心に—」『図書館雑誌』Vol. 89, No. 6, 1995. 6, p. 418-422.
- 58) 渡辺信一「わが国における図書館学教育/養成の動向—問題提起のための私論—」『図書館界』Vol. 47, No. 5, 1996. 1, p. 284-287.
- 59) 渡辺信一「図書館学担当者の意識調査より現状と問題点をさぐる」『図書館界』Vol. 48, No. 2, 1996. 7, p. 84-93.
- 60) 塩見昇「司書の制度と司書養成」『図書館雑誌』Vol. 84, No. 1, 1990. 1, p. 29-32.
- 61) 塩見昇「司書形成における養成と研修」『図書館界』Vol. 49, No. 3, 1997. 9, p. 119-127.
- 62) 柴田正美「カリキュラム改訂をめぐる—大学基準協会と日本図書館協会—」『みんなの図書館』No. 139, 1988. 12, p. 32-39.
- 63) 前掲 56)
- 64) 柴田正美「これからの図書館学教育—大学における図書館学教育と専門性—」『みんなの図書館』No. 202, 1994. 2, p. 13-18.
- 65) 柴田正美「図書館学教育と図書館員の専門性」『現代の図書館』Vol. 33, No. 3, 1995. 9, p. 201-206.
- 66) 柴田正美「現職者研修と養成サイドの取り組み」『図書館界』Vol. 54, No. 2, 2002. 7, p. 84-92.
- 67) 柴田正美「司書養成制度の諸問題と今後の展望」『図書館界』Vol. 60, No. 2, 2008. 7, p. 124-132.
- 68) 柴田正美「省令科目をふりかえる」『図書館雑誌』Vol. 103, No. 4, 1, 2009. 4, p. 216-219.
- 69) 柴田正美「新カリキュラムおよびそれへの移行にあたっての課題」『図書館界』Vol. 62, No. 2, 2010. 7, p. 150-156.
- 70) 高山正也「慶応義塾大学における図書館・情報学教育」『現代の図書館』Vol. 24, No. 1, 1986. 3, p. 16-20.
- 71) 高山正也「図書館学教育の現状と課題」『専門図書館』No. 152, 1994, p. 1-6.
- 72) 高山正也「図書館学教育の刷新—司書養成のための省令科目の改正に伴う新カリキュラムの導入の現状と問題点—」『図書館雑誌』Vol. 91, No. 12, 1997. 1, p. 990-991.
- 73) 高山正也「図書館学省令科目としての新カリキュラムの移行に伴う特徴と問題点」『図書館雑誌』Vol. 92, No. 7, 1998. 7, p. 540-543.
- 74) 高山正也「わが国の図書館・情報学教育における図書館実習の現状と問題点」『図書館雑誌』Vol. 95, No. 11, 2001. 11, p. 847-849.
- 75) 高山正也「図書館界における人材の育成: 現状と問題点」『情報の科学と技術』Vol. 53, No. 3, 2003, p. 122-127.
- 76) 高山正也「新たな司書養成提案にみる大学図書館員養成についての課題」『図書館雑誌』Vol. 100, No. 10, 2006. 10, p. 670-673.
- 77) 高山正也「図書館専門職確立に向けての動向と課題」『短期大学図書館研究』No. 28, 2008, p. 45-49.

(いけだ みちえ 現代教養学科)